

平成30年7月25日 東北運輸局法令試験問題

(各都市共通)

(注釈)

試験問題中「個人タクシー事業」等の語句の意味は、それぞれ次のとおりとする。

- ・ 「個人タクシー事業」… 一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）
- ・ 「事業者」… 一般乗用旅客自動車運送事業者（1人1車制個人タクシー）
- ・ 「タクシー」… 一般乗用旅客自動車運送事業用自動車

問1. 次の法令等の（ ）にあてはまる適切な語句を下欄から選んで、解答欄にその記号を記入して下さい。

道路運送法第30条（公衆の利便を阻害する行為の禁止等）

- 1 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な（ ① ）によることを求め、その他（ ② ）の利便を阻害する行為をしてはならない。
- 2 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な（ ③ ）を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。
- 3 一般旅客自動車運送事業者は、特定の旅客に対し、不当な（ ④ ）をしてはならない。
- 4 国土交通大臣は、前三項に規定する行為があるときは、一般旅客自動車運送事業者に対し、当該行為の停止又は（ ⑤ ）を命ずることができる。

ア 発達	イ 営業	ウ 国民	エ 廃止
オ 接客	カ 変更	キ 運送条件	ク 運送契約
ケ 旅客	コ 取消	サ 経営	シ 差別的取扱い
ス 運賃收受	セ 競争	ソ 公衆	

問2. 次の記述のうち、適切なもの正しいものには○を、適切でないもの誤っているものには×を、解答欄に記入して下さい。

1. 他人の需要に応じ、無償で、自動車を使用して旅客を運送する事業は、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業に該当します。
2. 道路運送法の規定により、国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車で一般乗用旅客自動車運送事業を営むことはできません。
3. 一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、営業区域、営業所の名称及び位置などを定めなければなりません。
4. 個人タクシー事業者は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。
5. 個人タクシー事業者の運送約款には、運賃及び料金の収受に関する事項を定める必要はありません。
6. 道路運送法には運送の引受義務が規定されていますが、タクシー事業者は認可を受けている運送約款によらない運送の申込みを受けた場合には、当該運送の引受けを拒絶することができます。
7. 事業者が、運送の申込みを受けた順序によらずに旅客を運送することができるのは、急病人を運送する場合に限られています。
8. 事業者は、営業所の名称その他国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更については、その手続を省略することができます。
9. 一般旅客自動車運送事業者の事業について、旅客の利便その他公共の福祉を阻害している事実があると認められたときは、運送約款の変更等を命ぜられることがあります。
10. 一般旅客自動車運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもってするかを問わず、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業を他人にその名において経営させてはなりません。
11. 個人タクシー事業者が道路運送法に違反した場合、許可を取り消されることがあります。

12. 道路運送法の規定では、許可に条件を付すことができるとされていますが、認可には条件を付すことができないとされています。
13. 道路運送法施行規則に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さい料金を設定しようとするときは、手続きの必要はありません。
14. 一般乗用旅客自動車運送事業の運送約款には、運送の引受けに関する事項等を定めることが必要ですが、運送責任の始期及び終期についても定めなければなりません。
15. 道路運送法に規定する一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受の手続きを行う場合、その申請書に譲渡譲受契約書の写しを添付すれば、その申請書に譲渡価格を記載する必要はありません。
16. 一般旅客自動車運送事業者の譲渡及び譲受が終了した場合、その旨を届け出なければなりません。個人タクシー事業には適用されません。
17. 個人タクシー事業者は、氏名及び住所を明らかにした者から運輸に関する苦情の申出を受け付けた場合、一定の事項を記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければなりません。
18. タクシー事業者は、盲導犬を連れた旅客に対して、運送の引受けを拒絶することができます。
19. 旅客自動車運送事業者は、旅客の運送中に天災その他の事故により当該旅客が負傷したときは、速やかに応急手当その他の必要な措置を講じなければなりません。
20. タクシー運転者は、乗務の開始時及び終了時において走行距離計に表示されている走行距離の積算キロ数を乗務記録に記録しなければなりません。
21. 事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合、一定の事項を記録し、当該記録を運行を管理する営業所において3年間保存しなければなりません。
22. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に応急修理のために必要な器具及び部品を備えなければ、当該事業用自動車を旅客の運送の用に供してはなりません。運送の途中において当該事業用自動車に故障が発生した場合に、旅客の運送を容易に継続することができるときは、当該事業用自動車を旅客の運送の用に供することができます。

23. タクシー運転者は疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出なければなりません。
24. 旅客自動車運送事業者は、事業報告書及び輸送実績報告書を毎年5月31日までに行政庁に提出しなければなりません。
25. 一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款において、事業者は、道路の損壊により、輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたとき、これによって旅客が受けた損害を賠償する責任を負わないと定められています。
26. 期限更新日において年齢が満65歳以上の個人タクシー事業者は、当該期限更新の申請前に、旅客自動車運送事業運輸規則に定めるところによる高齢者に対する適性診断を受診しなければなりません。
27. 個人タクシー事業者が、許可等を受けた日又は前回の期限更新の決定がなされた日から当該申請書提出時の期限更新の決定がなされる日までの間に、旅客自動車運送事業等報告規則に基づく事業報告書、輸送実績報告書を提出していない場合、個人タクシー事業の更新後の許可期限は1年後とされます。
28. 個人タクシー事業の許可に付された期限が「更新申請」の手続きをしないで満了した場合は、許可の効力が失われタクシー事業を引き続き行うことができません。
29. 営業的割引は、主に需要喚起を目的として設定される運賃の割引（公共的割引及び遠距離割引を除く。）であって、利用者間に不当に差別的取扱いをするものでなく、かつ、他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないと認められる場合に設定することができます。
30. 定額運賃のうち、施設及びエリアに係る定額運賃の額は、定額運賃を定める定額運賃適用施設から他の定額運賃適用施設又は一定のエリア内への最短経路による運送に適用される通常の時間距離併用制運賃において渋滞等による時間加算を勘案した額によります。
31. 自動車の使用の本拠の位置に変更があった場合、道路運送車両法の規定に基づく変更登録の申請をしなければなりません。
32. 死亡事故を起こしたときは、被害者側と示談が成立する見込みがある場合又は直ちに示談が成立した場合であっても、自動車事故報告規則の規定に基づく報告書を提出しなければなりません。

33. タクシー業務適正化特別措置法の規定に基づく指定地域内のタクシー事業者が、当該事業用自動車の自動車登録番号、車名等を変更しようとする場合、タクシー業務適正化特別措置法に基づき、あらかじめ行政庁に届け出なければなりません。
34. タクシー業務適正化特別措置法の指定地域内の個人タクシー事業者は、事業者乗務証の記載事項に変更があったときに、当該変更があった日から1ヵ月以内にその訂正を受けなければならないことが、タクシー業務適正化特別措置法施行規則に規定されています。
35. タクシー業務適正化特別措置法の指定地域内の個人タクシー事業者は、タクシー事業を行わないこととなったときは、直ちに個人タクシー事業者乗務証を登録実施機関（〇〇タクシーセンター）に返納しなければなりません。

氏名 _____

平成30年7月25日実施 東北運輸局（各都市共通）

法令試験問題

解答用紙

問 1

①		②		③		④		⑤	
---	--	---	--	---	--	---	--	---	--

問 2

1		2		3		4		5	
6		7		8		9		10	
11		12		13		14		15	
16		17		18		19		20	
21		22		23		24		25	
26		27		28		29		30	
31		32		33		34		35	

平成30年7月25日実施 東北運輸局（各都市共通）

法令試験問題模範解答

※ この模範解答は運輸局が公式に発表したものではなく、日個連東京都営業協同組合組織維持対策室にて判断・作成したものです。運輸局の見解とは異なる場合もあり得ますので、予めご了承下さい。

問 1

①	キ	②	ソ	③	ア	④	シ	⑤	カ
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

問 2

1	× 運 2	2	○ 運 3	3	○ 運施 4	4	○ 運9-3	5	× 運施12
6	○ 運13	7	× 運14	8	× 運15	9	○ 運31	10	○ 運33
11	○ 運40	12	× 運86	13	× 運施10-4	14	○ 運施12	15	× 運施22
16	× 運施66	17	○ 輸 3	18	× 輸13+52	19	○ 輸19	20	○ 輸25
21	○ 輸26-2	22	○ 輸43	23	○ 輸50	24	× 報告	25	○ 約款 9
26	○ 期限更新	27	○ 期限更新	28	○ 期限更新	29	○ 運賃制度	30	× 運賃制度
31	○ 車12	32	○ 事故	33	○ 特44	34	× 特施31	35	○ 特施32

問 2 の 3 は運送法 5 条から、 5 は運送法 11 条からの出題という見解もあります。
29 は原文通りです。